

2021年11月17日

各 位

大和ハウス工業株式会社

建設業法に基づく監督処分について

弊社は、2019年12月18日に「施工管理技士の技術検定試験における実務経験の不備について」として、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、および、実務経験の不備があった社員の一部が現場の技術者として配置されていたことを公表しましたが、本件に関し、本日、国土交通省近畿地方整備局から、指示処分および営業停止処分を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

【建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令】

(1) 停止の対象となる営業の範囲

○電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

地域：北海道、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県の区域内

○管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の区域内

※電気工事とは、電源移設工事や太陽光発電所施設工事などの単独工事があたります。

管工事とは、空調工事や給排水工事などの単独工事があたります。

※建築工事業、土木工事業などは処分の対象外です。

(2) 期 間 2021年12月2日から2021年12月23日までの22日間

【公表済みのニュースリリース一覧】

[2021年11月17日 建設業法に基づく監督処分について](#)

[2020年4月17日 外部調査委員会による調査報告書受領に関するお知らせ](#)

[2020年1月15日 外部調査委員会設置に関するお知らせ](#)

[2019年12月18日 施工管理技士の技術検定試験における実務経験の不備について](#)

以 上